

平成 1 7 年度

(仮称) 芽室町自治基本条例第 1 3 回検討委員会議事録

日 時 平成 1 8 年 2 月 1 6 日 (木)

場 所 芽室町役場第 1 庁舎 3 階 第 1 委員会室

芽室町総務部企画財政課企画調整係

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 件
 - 1) 自治基本条例の意義について(平成17年12月16日神原教授講演)
 - 2) 「議会の役割と運営方法」に関する神原教授私案及び芽室町の取組みについて
 - 3) 「議会に関する事項の条文比較」と今後の検討方法について
 - 4) その他
 - 第14回検討委員会の日程について
 - 「小さくても輝くまちフォーラム2006」のご案内について
- 4 閉 会

出席委員

岩 田 昭 夫	常 通 直 人	莊 司 和 子	中 尾 八重子
中 村 和 宏	貫 田 正 博	正 村 紀美子	家 内 裕 典

欠席委員

青 木 昇	江 崎 満	梶 澤 美佐江	小 山 友 子
嶋 山 亮 二	高 橋 美恵子	尾 藤 光 一	

傍 聴 人 0人

事務局

総務部長	中 島 直 隆
企画財政課長	手 島 旭
企画財政課長補佐	松 浦 智 幸
企画調整係長	石 田 哲
企画調整係主任	高 瀬 義 則

午後7時 開会

1 開 会 手島企画財政課長

2 会長挨拶 家内会長

3 議 件

議件に入る前に事務局から、自治基本条例に係る町議会との状況について報告した。

2月6日(月)に開催された、町議会まちづくりを考える特別委員会企画部会において、議会における「自治基本条例」の検討方法の協議がされ、当事務局から、町民検討委員会のこれまでの検討内容を説明するとともに、条例に関する考え方等について質疑を受けた。

議会としては、町民検討委員会における条例の検討内容を、事務局を通じてキャッチボールし、検討したいとのことである。

今後は、当事務局がパイプ役となって、議会に対して町民検討委員会の検討内容の提供や、相互の意見・情報交換を行っていく。

当検討委員会は、今後も坦々と検討を進め、できるだけ早く条例案をまとめていく。(会長)

また、先日から日程調整していた議会との懇談会については、開催が延期になった。(時期未定)

まちづくりを考える特別委員会企画部会における質疑

Q1 条例に関する「理念」を、先に検討すべきでは？

A1 最初に「理念」からでは、町民の検討委員も議論しにくく、わかりにくいことから、各論から検討した。

北海学園大学法学部の神原勝教授からもアドバイスをいただき、芽室町には「めむろまちづくり参加条例」があるので、検討に入りやすい『町民参加』に関する部分から検討を始めた。

Q2 各条項で、詳しくは「別に定める。」という委任規定が多くわかりにくい。

A2 すべての項目を、町の基本的なルールを定める「自治基本条例」に詳しく謳うことは困難である。それぞれの項目で、基本的な事項を謳い、詳しくは個別の規定に委任することになる。

「まち」に必要なしくみとして、これまでになかったルールも規定するというものもある。

Q3 町民委員会は設立するのか？

A3 先進事例である埼玉県志木市市民委員会と、本町が考えている町民委員会の考え方を説明した。

Q4 「めむろまちづくり参加条例」との位置付けは？

A4 自治基本条例が上位の条例になる。

Q5 町民投票はどのようになるのか？

A5 芽室町では、「めむろまちづくり参加条例」に規定されているとおり、非常設型の町民投票に関する規定であり、町民投票にかける案件がある場合は、その都度、その案件に係る町民投票条例を制定することになる。

Q6 それぞれの条項で、内容の説明(逐条解説)がないと、町民はわからないのでは？

A6 町民向けの説明にあたっては、条例の解説版として、逐条解説を入れた資料(パンフレット等)を作成する予定である。

1) 自治基本条例の意義について(平成17年12月16日神原教授講演)

別紙のとおり講演録を作成した。特に「粹」の中は、重要なポイントなので、再度読んで内容を確認してほしい旨伝えた。

2) 「議会の役割と運営方法」に関する神原教授私案及び芽室町の取組みについて

前回の検討委員会では、議会に関する規定として、「議会の情報公開」と「議会の町民参加」の

内容を確認した。今回は、残りの「議会の自由討議」「議会と町長との関係」「議員の研修体制等」「議会基本条例等」及び「議員の責務」、町長にも関係する「町長交際費等」及び「政治倫理条例」の内容を確認する。

今回の資料は、神原教授私案と、町議会の現状を把握するため、「町議会の現状」については議会事務局に作成してもらったものである。

事務局が各条項のポイントと、町議会の現状を朗読し、内容を確認した。

検討委員からの質問・意見等

- ・「議会と町長との関係」は、第28条の1の「競い合う緊張関係のもと」という言葉がキーワードではないか。
- ・(第28条の2の について、)芽室町では議会で、町長や職員から、逆に質問することができるのか？
議員の質問内容がわからない場合等は、議長の権限で、その内容を、再度確認することはできる。
その場合においても、答弁者である町長にはできても、職員にその権利はない。(この場合も議長を通じてになる。)
- ・議員の質問に的確に答えるためには、反問権(問いかえす権利)があってもいいのではないか。
- ・昨年、講演いただいた札幌市の渡辺氏の「議会基本条例(案)」では、反問権が規定されている。また、ニセコ町の改正後のまちづくり基本条例でも、反問権が規定されている。【事務局】
- ・(第28条の2の について、)議会の議決事項は、地方自治法で15項目が規定されているが、その内容については、各自治体で規定できる「裁量」の部分があり、例えば、総合計画の『構想』部分は議決事項とされているが、岐阜県多治見市では、自治体の裁量によって、自治基本条例に、総合計画の実施計画(基本計画)も議決事項に規定している。このように、議会における議決事項を増やしていくことを、神原教授の私案では謳われている。【事務局】
- ・(第28条の2の について、)議会開会中における議員の質問・調査の権限は強いが、閉会中においては、町議会の現状のとおり検査権の濫用にもなることから、議会の開会・閉会中に限らず質問できることを保障する規定である。
現在も、議員から質問があれば、常時回答はしている。【事務局】
- ・(第28条の2の 及び について、)芽室町は、事前通告は行っているが、答弁調整は行っていない。【事務局】
- ・第30条の「議会基本条例等」については、神原教授私案では、手続きだけでなく、議会のあり方等も規定するものになっている。【事務局】
- ・第36条の「政治倫理条例」については、札幌市のような大規模都市を想定したものである。【事務局】
- ・(自治基本条例を制定している)他市町村の条文をまとめて、議会に情報提供した方がよい。

3)「議会に関する事項の条文比較」と今後の検討方法について

事務局から、資料3に基づき説明をした。

議会に関する事項に係る他市町村の条文を、札幌大学法学部の福士明氏の分類により比較した表である。かなり細かい分類になっている。

議会に関する事項を規定している条例は、そもそも少なく、各地の自治基本条例でも43%しか規定していないというデータもある。

神原教授は、この部分は、あえて細かくしていると言われている。

- ・「議会と町長との関係」「議員の研修等」「交際費」及び「議員倫理条例」については、神原教授私案でしか規定されていない。
- ・「議員定数」については、伊賀市とニセコ町でしか規定していない。
- ・飯田市は、議会主導で自治基本条例を策定し、現在、議会が説明会を開催している。

議会に関する事項の検討方法について

どのような方法で検討するか確認をした。

- 「2グループに分かれてグループ討議を行い、全委員の考え方を集約する。」の案に対して、
- ・時間がかからず、よい意見が出る。
 - ・意見が出しやすい。
 - ・出席人数にもよるので、全体での討議としておき、人数が多ければ、2グループに分かれるということでもいいのではないか。
- グループ討議により、意見を出し合い、取りまとめを行うものとした。

どのようなテーマで討議するか。

- ・「議員の町民参加」は、検討委員としても、ピンとこない部分があるので、議会全般について、討議してはどうか。
 - ・議論しやすいように、自由討議としはどうか。
 - ・議会に関する事項について、資料3の、ぐらいまでは規定が必要かなと思う。
- 前回と今回の資料をよく読んでいただいた上で、次回（第14回）検討委員会のグループ討議に臨んでいただくものとした。

4) その他

第14回検討委員会の日程について

日時 3月22日(水) 19:00～

場所 役場第1庁舎 地下第2・3会議室

議件 「議会と議員活動の原則」について

「小さくても輝くまちフォーラム2006」のご案内について
前回検討委員会同様、参加の案内をした。

その他

議会に関する規定を検討するにあたって、一度、議会を見てもみようということになり、3月議会の日程を後日周知することになった。(別途、第14回検討委員会開催通知とともに周知。)

4 閉 会